

苫小牧市自治基本条例



なぜなに
教室



苫小牧市企画調整部都市開発室
企画課 分権評価推進主幹

苫小牧市自治基本条例前文

私たちのまち苫小牧市は、樽前山や野鳥の聖域としての指定を受けたウトナイ湖などに象徴される豊かな自然のもと、製紙工場の立地や国内初の内陸掘込港の建設等を契機として、北海道における産業の拠点として発展を遂げてきた。

また、人間環境都市を理想の都市像と定め、郷土の発展を願う先人たちの英知とたゆみない努力によりまちづくりが進められてきた。

私たちは、このまちの歴史と伝統を継承し、豊かな自然を守り、産業の拠点としての基盤を発展させるとともに、文化の薫り高く潤いがあり、すべての市民が生き生きと活気にあふれ心豊かに暮らせるまちを築かなければならない。

私たちは、市民が主体となって、自ら考え、行動し、決定することによりまちづくりを行っていくという市民自治の考え方を基本として、個人の尊厳と基本的人権が尊重される地域社会を創造する取組を通じ、市民であることが誇りに思えるまちを築くことをまちづくりの理念として定める。

私たちは、この理念にのっとり、市民自治によるまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

時 間 割

		ページ
1時間目	自治基本条例って	3
2時間目	まちづくりの理想って	3
3時間目	この条例の目的	4
4時間目	まちづくりの基本原則	4
5時間目	情報共有、市民参加、協働	5
6時間目	市民の権利、市民の責務	6
7時間目	議会の役割、議会の運営、議員の責務	6
8時間目	市長の責務、執行機関の責務、職員の責務	7
9時間目	市政運営の原則	8
10時間目	条例の位置付けと見直し、 苫小牧市民自治推進会議	9
ホーム ルーム (資料)	条例の構成	11
	条例ができるまで	12
	苫小牧市自治基本条例 (全文)	13



さあ、一緒に勉強しよう！

1 時間目

自治基本条例って

治くん 自治基本条例って、どんな条例なんですか

先生 自治基本条例というのはね、苫小牧市のまちづくりの目標とか進め方というような、いわばまちづくりのルールを定めた条例ということになるんだよ。

治くん これまでだってまちづくりはやってきたと思うけど、どうして、このような条例が必要になったんですか？

先生 それはね、国と地方の役割分担が変わったからなんだ。これまでだと、市は国が用意した法律とか細かいルールや補助金などをもちにまちづくりを進めればよかったのだけれど、地方分権の時代になって地方のことは地方が自分たちの責任で決めて、自分たちの負担で行わなくてはいけなくなっただよ。治くんたちも、お父さんやお母さんから「自分のことは自分でしなさい」と言われるでしょ？ それと同じように、地域のことは地域で決めて、地域の負担でやるというふうに、仕事の仕方が変わったんだよ。

自治基本条例はまちづくりのルール 市民であることが誇りになるまちを 自分たちの手で創ろう

治くん それじゃあ、学校のクラスの決まりのようなものと考えていいの？

先生 そうだね。ただ、学校の決まりだとクラスが変わったり、卒業すると関係がなくなってしまっけど、まちづくりの決まりは、ずっとみんなですべていく長いお付き合いになるんだよ。

治くん そうすると、途中で決まりが合わなくなって変えたいくなることもあると思うけど、そんなときはどうするの？

先生 そのために、自治基本条例は四年ごとに見直して、合わなくなる部分があればそこを直したり、新たな決まりを加えたりすることになっているんだよ。

2 時間目

まちづくりの理念って

治くん どういう条例かということとはわかったけど、次に、条例の中心について教えてください。
まず、前文に「まちづくりの理念」ってある



んだけど、これはどういうことなんですか？

先生 「まちづくりの理念」というのはね、言葉は難しいけれど、調べてみれば「まちづくりの考え方」ということなんだ。つまり、どういうまちを目標にしてまちづくりをしようということを整理した部分で、一つは、三つのことを明らかにしているんだよ。一つは、市民自治の考え方を基本としてまちづくりを行うということ。つまり、市民がまちの主人公として、自分たちのまちのことは自分たちが考えて決めて、自分たちができることはやり、できないことは市長さんや議会の議員さんたちにやってもらうということだね。二つは、「個人の尊厳と基本的な人権が尊重される地域社会を創造する取り組みを行う」ことで、難しい表現を使っているけど、誰もが人間として大切にされ、お互いに大切にしようということなんだよ。三つは、この二つのことを通じて、最終的には、市民であることが誇りに思えるまちにしよう、ということだ、言ってみれば「市民でよかったね」と言えるようなまちにしようということなんだ。

3 時間目

この条例の目的

治くん この条例の目的はわかりやすくいうと何ですか？

先生 この条例の目的は一口でいうと、市民自治、つまり市民が中心になったまちづくりを進めることだよ。そのために①まちづくりの基本となる考え方（基本原則）②市民や市の役割と、しなければならぬこと（責務）③市がまちづくりを進める上でのルール（市政運営の原則）も定めているんだ。いろんなことを定めているけど、全部「市民自治をすすめるため」ってことを忘れないでね。

治くん 今でできた「市民」っていうのは、僕たちのことをいっているんだよね？

先生 もちろん治くんも市民だよ。でも、ちょっと説明があるかな。普通「市民」っていうと、「苫小牧市に住んでいる人」のことだよ。でもこの条例の中で市民というときは、そのほかに「他の市や町に住んでいて、苫小牧市内の会社や学校に通っている人」とか「苫小牧市内で活動している会社や団体」も含まれ

自治基本条例 なぜなに教室

るんだよ。何歳とか、どこの国の人かに関係なく、こういう人たちはみんな市民っていうているんだ。そして、たくさんの方の意見を参考にしたいっていうことなんだよ。

るまちづくり」ということから考えてみよう。これは「市民が主人公になって、まちづくりを進めよう」ということなんだ。例えば、学級活動で花壇作りをすることを考えてみよう。まず、クラスのみんなが主人公になって、花壇作りで本当によいのが、ほかにもっとやらなければならぬことがないか、話し合いをするよね。それと同じようなことなんだよ。

先生 この条例で「市」っていうときは、予算や条例などを決める議事機関としての「市議会」、決められた結果やルールに基づいてまちづくりを進める執行機関としての「市長」や教育委員会、選挙管理委員会などをいっているんだよ。

治くん そういうことなら良く分かるよ。じゃあ「市民参加」ってどういうこと？

治くん なるほど。僕たちのしなければならぬことが書いてあるなんて思わなかったよ。

先生 まず、クラスの全員で相談して花壇作りを決めるよね。それから、クラスの中から花壇係を決めて活動の具体的なことを決めたり進めたりするでしょう。こんなふうに、自分たちのまちのまちづくりについては、市民が主人公として参加して取り組むことを基本にするということなんだよ。

4 時間目

まちづくりの基本原則

治くん 「まちづくりの基本原則」に「市民自治によるまちづくり」「情報共有」「市民参加」「協働」って書いてあるけど、難しい言葉ばかりで頭がゴチャゴチャだよ。

治くん 「市民参加」ってほくたちのクラス活動と同じようなことなんだ。じゃあ「情報共有」ってどういうことなの？

先生 じゃあ、まず「市民自治によ

先生 実際に花を植えようとするときには、花壇の広さがどのくらいか、花の種類や数、作業の手順、そ

れにお金が幾らかかるかなど、花壇を作るために必要な情報をクラスのみみんなで共有する必要があるよね。同じように、市民参加のまちづくりをするためには、まちづくりのための情報を市民と市が共有する必要があるんだよ。

治くん 説明を聞いてみると、「ごく普通のことなんだね。それじゃあ、「協働」っていろいろはどういうことなの？」

先生 今度は、花壇に花を植える作業を考えてみよう。花壇係とクラスのみんが協力して、みんなで一緒に作業の手順を考えて、役割を分担して一緒に植え込み作業をやるということなんだよ。つまり、市民と市が協力して一緒にまちづくりをしようっていうことなんだよ。

治くん みんなで協力して花壇作りをしようっていうのと同じで、市民と市が協力してまちづくりをしようっていうことなんだね。たくさんの方が参加するのはいいことだと思っけど、みんなの意見がバラバラで、話し合いがまとまらないこともあるんじゃない？

先生 そういうとき、治くんたちのクラスでは、みんなの意見を確認して賛成か反対を決めるよね。同じよ

まちづくりの主役は市民 情報を共有して 積極的な参加を進めましょう

うに、まちづくりに関する重要なことで市民や議会や市長の意見が一致しないときのために「住民投票」についても定めているんだよ。ただ、住民投票については、どのような時に、どのような方法で行うか、どのような仕組みが適当なのか、考えなくてはいけないことがたくさんあるんだ。それで、これから時間をかけて考えていくんだよ。

治くん ふーん、そうなんだ。難しいと思ったけど説明を聞くと、当たり前のことをきちんと言ることが大切だってことがよく分かるね

5 時間目

情報共有、市民参加、協働

治くん 前の授業で「情報共有」「市民参加」「協働」って言葉の意味は分かったけど、実際のところどうすればいいのかまだよく分からないんだ。

先生 じゃあ、前回と同じく花壇作りで考えてみようか。みんなでおおよその構成を考えたら、花壇係が花の種類や値段、肥料のことなんかを調べるよね。

治くん それからは、係の指示でみ

んなが働けばいいんだ。

先生 それだけでスムーズに作業ができるかな？

治くん きちんと指示してくれたらね

先生 一つ一つ指示を出すのは効率が悪いんじゃないかな

治くん そうだね、どんな花があつて、どこに植えるか、そして最終的にどんな花壇にしたいのかわからないイメージを最初にきちんと説明してみんなが理解すれば、スムーズに作業ができるね。

先生 そしてわからないことがあれば係の人にしっかりと聞くことも大切だね。

治くん 情報の共有には、説明することと質問することが重要なんだ。

先生 でも、説明したり質問したりするのはどんなふうにするれば効果的だと思うかな？

治くん みんなが集まっている時に、時間を決めてやればいいのかな

先生 そう、例えば毎週月曜日のホームルームは花壇作りの話し合いをするというふうにして決めておくと、風邪で休んでしまっても次の月曜日に参加できるでしょう。

治くん いつ話し合いをするか決めておくと、みんなが公平に花壇作

りに参加できるんだね。

先生 それに、話し合いの場が決められていれば、花壇作りの中で改善が必要なことがあれば、みんなが自主的に注意を払うようになるでしょう。

治くん みんなが気づいたことと花壇係が調べて知っていることをお互いに出し合えば、最初に考えていた花壇よりもっといいものができるかもしれないね。

先生 協働ってというのは、一人一人が自主的に持っている力を出し合うことなんだよ。

治くん みんなが情報を共有して、自主的に花壇作りに関わるためのルールをきちんと決めておけば、もっともっと素敵な花壇を作ることができるんだね。

6 時間目

市民の権利、市民の責務

先生 市民が主役となって市民自治のまちづくりを進めるためには、自分たちが積極的にまちづくりに参加するんだという自覚が必要なんだ。

治くん 花壇作りでも、自分から進



んでやろうって思うことが大切だよ。

先生 市民参加や協働の説明も重なるけど、みんなが進んで参加することが大切。そして、その時にはお互いに相手の自主性と自立性を尊重しなければならいんだよ。

治くん 相手のことを考えないで行動したり、自分の主張ばかりしていたら喧嘩になるからね。

先生 そう、意見を言うことは大切だけど、必ずその発言には責任が伴うんだよ。

治くん 後で知らないとか、言いっぱなしはだめなんだね。

先生 それから、まちづくりには全員が関わることができるといっことは市民参加でも触れたけど。その中には、評価することも含まれているんだよ。

治くん 花壇の作り方を決めるだけでなく、作業の手順や最終的な出来栄のチェックも、自分たちの責任でできるっていうことだね。でもそのためにはチェックするためのデータが必要だね。そして、どういう手続きでチェックするかも決めておかないといけないのかな。

先生 そうだね、市では情報を知る権利を苦小牧市情報公開条例で保

障しているんだよ。それから、市民参加については例えば「市民参加条例」といったものをこれから作って決めていくんだよ。

治くん でも、仕事なんかで忙しくて参加したくてもできない人もいるよね。

先生 それぞれに事情があるのは仕方のないことだよ。だから、まちづくりの取り組みに参加できても、参加できなくても、そのことで差別されたり、いじめられたりしないように決められているんだよ。

治くん それなら安心だね。

先生 そして、花壇作りでも来年使うクラスのことを考えて、花壇や道具を大切にしなければいけないでしょう。同じように、まちづくりの取り組みも、将来の世代にどんな影響があるのかを考えて、きちんと配慮しなければならいんだよ。

7 時間目

議会の役割

治くん 議会って何をするところなんだろっ？

先生 クラスで何かを決める時に、全員が意見を出して話し合うことが基本だってことは、今までの話が

ら分かるよね。

議会の運営

治くん でも、人数が多すぎてまともにならなくなることもあるでしょう。全員が自分の意見を話すには時間もかかるしね。

先生 何人かの代表を選んで、みんなの代わりに話し合うと効率的だよ。議会でみんなの代表として議員が、まちの問題を話し合っているいろいろなことを決めたり、自分たちから提案したり、決めたことがきちんと行われているかをチェックしているんだよ。

治くん じゃあ、議員ってというのは僕たちの代わりに働いてくれる、みんなの代表なんだね。

先生 そうなんだ。だから、代表としてみんなの意見がきちんと議会での活動に反映できるように努めなければいけないんだよ。

治くん でも、代表の人たちがどんなことを話し合っているのか、みんなには伝わりにくいね。

先生 そう、だから話し合いの様子には常にならぬにわかりやすく伝えなければならぬんだよ。もちろん話し合いの場に立ち会うことも時には必要になるんだ。

市の職員は 常に市民の声に耳を傾け まちづくりを進めなければいけません



治くん その時には僕らも発言はできるの？

先生 それはできないんだ。だから、議会はいろいろな参加の方法や活動の内容をきちんと知らせる方法を工夫して、みんなの考えていることがきちんと反映されるように運営しなければならぬんだよ。

議員の責務

治くん 代表になった人は、僕たちの考えをきちんと理解して議論をしなければいけないんだね。

先生 それだけではなく、みんな以上に勉強して、中身のある話し合いになるようにしなければならぬんだよ。

治くん 議員の仕事って大事なんだね。

先生 そう、みんなの代表として働くのはとても大切なことなんだ。だから、代表としての仕事をきちんと行うためには、いろいろなことを調

べたり、研究したりすることが必要なんだよ。

8 時間目

市長の責務、執行機関の責務、議員の責務

治くん まちづくりの主役は市民だっていうのは前に聞いてよくわかったんだけど、じゃあ市長の役割って何ですか？

先生 市長の役割は市民みんなの代表ということなんだよ。四年に一度選挙をして、市民の考えに一番近い人が選ばれるんだ。

治くん 市長は、実際にはどんなことをしているの？

先生 まちづくりの目標を定めて、どうすれば効率的にその目標を達成できるかという計画を立てるんだ。そして、手順やお金のやりくりなんかを考える。もちろん、それらの中身はすべて市民に公開されなければならぬということ、条例にしっかりと書かれているんだよ。

治くん 一人でそんなにたくさん仕事をしなければならぬなんて、市長は大変だね。

先生 さすがに一人ではできない

よ。前の時間に議会の説明をしたけど、市役所の組織は大きく分けて議決機関と呼ばれる議会と、市長を中心に市の仕事を行う執行機関と呼ばれる組織で成り立っているんだ。教育委員会とか選挙管理委員会などの委員会も執行機関に含まれるんだよ。市長の仕事は、その中で職員をつまぐ配置して、いろんな事務が効率的に行われるように、市役所という行政組織を経営することなんだ。

治くん じゃあ、その中で働く職員は市長の代わりに仕事をしているんだ。

先生 そう、だから職員は常に市民が何を求めているかということを意識して、最新の情報に敏感にならなければいけないんだ。そして、市民主体のまちづくりのために努力しなければいけないんだよ。

治くん いつでも、市民の声を聞くようにしなくちゃいけないし、世の中のいろいろな出来事に関心を持つことが大切だということなんだね。

先生 そう、これからの職員はまちづくりのプロなんだということを知覚して、自ら勉強して能力の向上に努めることが必要なんだよ。



9 時間目

市政運営の原則

説明責任、総合計画、財政運営

治くん この章は、説明責任や総合計画、健全な財政運営、行政評価について、新しい項目が並んでいるね。

先生 そうだね、でもこれらの項目はこれまでに話してきた、市民参加や情報共有、協働といったことを実際に進めるために必要なことなんだよ。たとえば治くんが冬休みに友人とスキーに行く約束をしたというよう。

治くん お父さんやお母さんは許してくれるかな。

先生 まず始めに、いつ、誰と行くのかといった事をきちんと説明しなければならぬ。これが説明責任だよ。

治くん そうだね、何にもわからないと話を始められないもんね。

先生 そして、宿題を終わらせて、スキーにも行けるためには、この冬休みをどう過ごすか、治くん自身が考えなければいけない。それから、実行するためのきちんとした計画を立てて、両親を納得させる必要があるでしょう。

治くん ああ、やっぱり宿題があるんだ……。

先生 もちろんだよ。それで、市でも政策を進めるためには、総合計画という計画をきちんと作る必要があるんだよ。

治くん ふーん。それじゃあ健全な財政運営ってどんなことなの？

先生 スキーに行くときには、お金が必要だ。まずは、幾らかかるかを調べる必要があるよね。

治くん それからどうやっておねだりするかの計画を立てる。

先生 それはあまり健全な財政運営とはいえないね。

治くん じゃあどうすればいいの。
先生 まずは、持っているお金と、必要なお金の差額が幾らになるか計算する。それらを話して、両親に幾らほしいか相談するんだよ。それで、足りない時にただもらうのではなく、例えば何かのお手伝いをして、不足分を出してもらおうという約束をすることはできるよね。

治くん きちんとしたい方を考えなくちゃいけないだね。

先生 そして、冬休みが終わった後に、計画通りに生活できたかどうか、きちんと見直しをすることが大切だね。

治くん 宿題をきちんと終わらせて、お年玉も使いすぎなければ大丈夫だね。

先生 そうだね、自分で計画した通りにできたかどうかをチェックすることは、次の計画を考えるために必要なことなんだ。だから、市の仕事もやりっぱしではなく、効果があったかどうか検証するために行政評価を行うことは、市政を進めるために大切なことなんだよ。

個人情報の保護、危機管理

先生 治くん。今回の漢字テストは、あまり調子よくなかったようだね。

治くん えっ、何点で、何番だったのかな。

先生 三十点で、二十九番だよ。

治くん 下から二番目だ。じゃあ、最下位って誰で、何点だったの。

先生 それは教えられないんだ。

治くん 僕の分は教えてくれたのに、どうしてだめなの。

先生 個人情報だからだよ。自分自身の知られたくない情報をいつの間にかだれかが知っていたら気分が悪いでしょう。

治くん 僕がビリから二番目ってことか。

先生 そう、自分の情報をどう取り

自治基本条例の施行で 苫小牧の市民自治のまちづくりは スタートラインに立ちました

扱うかは、その人自身に決める権利があるんだ。だから、市が持っている個人情報も、本人である市民自身にコントロールする権利があるんだよ。

治くん じゃあ、テストの時も隣の答を勝手に見ちゃいけないんだ。

先生 見たのかい？

治くん いや、見えただけ……。字がふっと目に入って……。

先生 やっぱり〇点で、ビリだね。治くんはあまり危機管理ができていないようだね。

治くん あっ、見えちゃった四文字熟語だ。

先生 危機管理というのは、いざという時に備えておくことなんだよ。

治くん 宿題を忘れた言い訳を前日から考えておくとか。

先生 その時間があつたら、むしろ宿題をやったほうが危機管理になるんじゃないかな。

治くん それができれば……。

先生 治くんのように個人の場合には、自分でできる範囲の備えをしておけば良いけど、この条例の考えは苫小牧で暮らす人たちの命や財産は、市が守るといふことなんだよ。これは、市民が安心して暮らすためには絶対に必要なことだよ。その

ために、常に災害などに対する備えが必要なんだ。

治くん 樽前山があるし、地震や台風も怖いよね。

先生 そう、防災訓練などを行って、みんなが日ごろの備えが必要だと考えるようにすることも、市の大切な仕事なんだよ。



**条例の位置付けと見直し、苫小牧市
民自治推進会議**

先生 さあ、最後の時間だ。これで治くんは、苫小牧市自治基本条例のことがしっかりと理解できたことになるね。まあ、一時間目に話したように、この条例とは長いつきあいになるから、将来を見据えて取り組んでいくことが大切なんだよ。

治くん もう十分付き合ったよ。な気がするけど……。

先生 この条例を作ったことで、市民自治のまちづくりのスタートラインに立ったといえるんだ。一番大切なのは、実際の仕事にこの条例を生かせるかどうかなんだよ。前に話した、花壇作りの話を覚えてるかな。

治くん 作業をするときには必ず

クラスのみんなでよく話し合っ
てルールを決めて、それに従っ
てこ
とだったかな。

先生 よくできました。

治くん 勝手にやったらきれい
な花壇ができないんだよね。

先生 そうだね。条例に書かれて
いるように、市は常にこの条例の趣旨
を最大限に尊重して、仕事をしな
ければいけないんだよ。

治くん でも、本当にうまくでき
るのかな？

先生 そのために「市民自治推進
会議」で、市で行っている仕事が、
条例の趣旨から外れていないかを
点検するんだよ。

治くん 先生が通知表を作る
み
いだね。

先生 それだけじゃなくて、
条例の内容を見直したり、この
条例によるまちづくりを進める
ために、市長に提案すること
もこの会議の仕事なんだよ。

治くん 見直すって、決まり
を変え
るってどういうこと？

先生 そう、例えば先生が
子ども
のときは、学校に携帯電話
を持ってきてはいけない
なんて決まりがなかったよ
うに、時代に合わせた決
まりが必要になることがある
よね。



治くん そういえば、この
条例を作
ったのも地方分権を進める
時代の流れがあったから
なんだよね。

先生 治くんも大分わか
ってき
ようだね。条例の前文に書
かれてい
る「市民であることが誇
りに思えるまち」を
実現するためには、治
くんたちが市民自治の
まちづくりについてし
っかり理解して、進
めてい
かなければならない
んだよ。①

広報での連載を
終えて

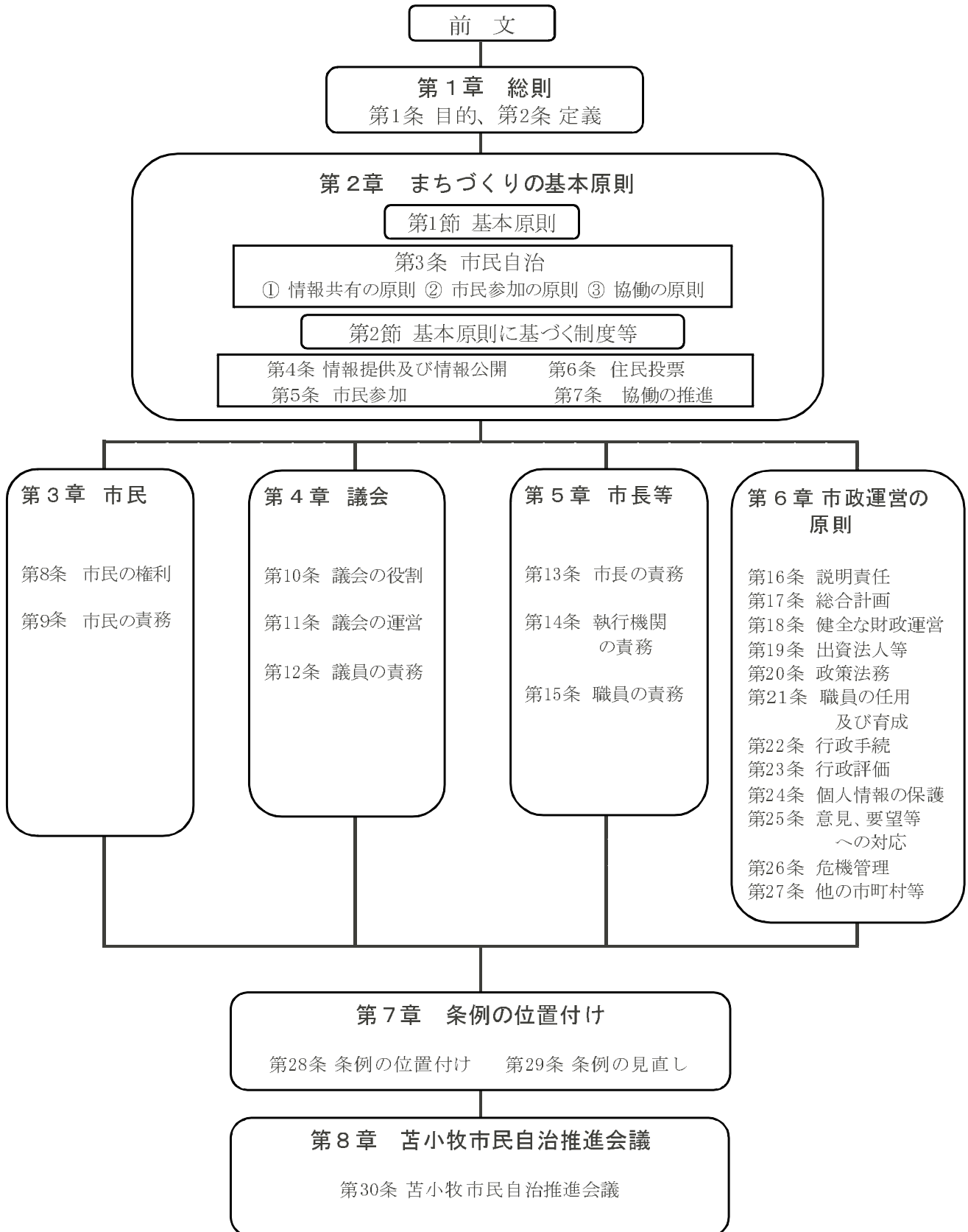
苦小牧市自治基本条例がど
んな内容か、多少はおわか
り
ただけでしようか。治
く
んと先生の会話から、市民
の手によるまちづくりを進
める
ことの大切さが伝われば幸
い
です。

次のページからは、この条
例の構成図と条例制定まで
の経緯、条例の全文を掲載
して
います。この機会に一度条
例
そのものに目を通してみて
は
いかがでしょう。ちょっと
つ
つきにくい文章が並んで
い
ますが、なぜなに教室を
読
んで内容が頭に入ってい
る
あなたなら大丈夫です。

全部読んだら、今度はあ
な
たが先生です。友人や近
所
の人たちにどんどんこの
条
例のことを伝えて、市民
自
治のまちづくりの輪を広
げ
ていきましょう。

(苦小牧市企画課
分権評価推進担当)

自治基本条例の構成



苫小牧市自治基本条例制定ができるまで

年度	内 容
12	<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権一括法の施行（4月1日） ・庁内組織「分権型地域社会づくり政策検討会議」を設置 報告書「市民参画と協働によるまちづくり 発信し応答する市役所づくり」を市長に提出
13	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方分権を推進・活用する政策等の導入状況について」庁内アンケート調査を実施 調査報告書を庁内に配布
14	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内組織「分権政策実施検討会議」を設置し、平成12年度の政策検討会議報告書をもとに分権政策の早期具体化について検討開始。 15年3月「分権政策実施検討会議報告書」を市長に提出
15	<ul style="list-style-type: none"> ・10月 市長の私的諮問機関として「まちづくり基本条例等検討懇話会」（委員10名、うち公募による市民委員6名）を設置し、「苫小牧市における市民自治の基本理念、市民参加、市民との協働及び市政運営の基本原則等について定める条例等のあり方」について、自主企画・自主運営で検討を開始（懇話会3回、部会1回、勉強会4回） ・市主催による「市民参加とまちづくり」講演セミナーを開催 10月20日 「いま、なぜ『まちづくり基本条例』かーまちづくり基本条例とそのあり方」 講師 福士 明 札幌大学法学部教授 10月28日 「苫小牧でも始まった市民参加の新時代」（基調講演＋パネルディスカッション）基調講演 梅田 滋（有）コミュニティ研究所代表取締役 11月21日 「情報形成社会と法」講師 坂部 望 苫小牧駒澤大学講師 「NPMと市民参加による協働型地域経営をめざして」 講師 星野 克紀 （社）北海道総合研究調査会調査部長
16	<ul style="list-style-type: none"> ・懇話会の検討を継続（懇話会24回、部会2回） ・7月17日 市民自治フォーラム「みんなでつくろう まちの憲法」開催 ・懇話会主催の市民自治ワークショップ「みんなで語ろう 苫小牧の憲法」を開催 第1回 8月17日「市民が主権者ってホント？」（27名参加） 第2回 9月14日「市役所はこうあって欲しい」（16名） 第3回 10月12日「市議会は市民代表の集まりです」（41名、うち高校生19名） ・17年1月29日「提言第一次案」市民説明会開催（23名）
17	<ul style="list-style-type: none"> ・懇話会の検討を継続（懇話会5回、合計32回） ・4月22日「（提言最終案）みんなで学ぼう！苫小牧の憲法」市民説明会（22名） ・4月22日～5月20日 提言最終案に対するパブリックコメントを実施（6名から39件の意見）。 ・6月29日「苫小牧市のまちづくりのあり方に関する提言」を市長に提出 ・7月8日 庁内に「まちづくり基本条例等推進会議」を設置、条例案策定開始。 ・11月10日「苫小牧市自治基本条例行政素案」を公表し、パブリックコメントを実施（18名から55件の意見） ・11月15日 旧まちづくり基本条例等検討懇話会委員に対して素案を説明 ・11月19日・20日 市内3箇所で行行政素案に対する市民説明会を開催 ・11月21日・22日 議会議員（有志）との意見交換会を開催
18	<ul style="list-style-type: none"> ・8月1日 自治基本条例事務局案を作成 ・8月17日 議員説明会を開催 ・8月18日 第3回まちづくり基本条例等推進会議を開催、最終案の説明。 ・11月27日 第4回まちづくり基本条例等推進会議で条例案の最終調整 ・12月議会に条例案を提案、12月15日本会議で可決成立（全会一致）。
19	<ul style="list-style-type: none"> ・4月1日 条例施行

目次

前文
第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
第 2 章 まちづくりの基本原則
第 1 節 基本原則（第 3 条）
第 2 節 基本原則に基づく制度等（第 4 条—第 7 条）
第 3 章 市民（第 8 条・第 9 条）
第 4 章 議会（第 10 条—第 12 条）
第 5 章 市長等（第 13 条—第 15 条）
第 6 章 市政運営の原則（第 16 条—第 27 条）
第 7 章 条例の位置付け（第 28 条・第 29 条）
第 8 章 苫小牧市民自治推進会議（第 30 条）
附則

私たちのまち苫小牧市は、樽前山や野鳥の聖域としての指定を受けたウトナイ湖などに象徴される豊かな自然のもと、製紙工場の立地や国内初の内陸掘込港の建設等を契機として、北海道における産業の拠点として発展を遂げてきた。

また、人間環境都市を理想の都市像と定め、郷土の発展を願う先人たちの英知とたゆみない努力によりまちづくりが進められてきた。

私たちは、このまちの歴史と伝統を継承し、豊かな自然を守り、産業の拠点としての基盤を発展させるとともに、文化の薫り高く潤いがあり、すべての市民が生き生きと活気にあふれ心豊かに暮らせるまちを築かなければならない。

私たちは、市民が主体となって、自ら考え、行動し、決定することによりまちづくりを行っていくという市民自治の考え方を基本として、個人の尊厳と基本的人権が尊重される地域社会を創造する取組を通じ、市民であることが誇りに思えるまちを築くことをまちづくりの理念として定める。

私たちは、この理念にのっとり、市民自治によるまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、まちづくりの基本原則を定め、市民及び市の責務等を明らかにするとともに、市政運営の原則等を定めることにより、市民自治によるまちづくりの推進を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、又は学ぶ者及び市内で活動する法人その他の団体をいう。
- (2) 市 議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）をいう。

第 2 章 まちづくりの基本原則

第 1 節 基本原則

第 3 条 市民及び市は、まちづくりの理念にのっとり、次に掲げる原則に基づき、市民自治によるまちづくりを推進するものとする。

- (1) 情報共有の原則 市民及び市がまちづくりに関する情報を共有すること。
- (2) 市民参加の原則 市民の参加の下に市政運営が行われること。
- (3) 協働の原則 市民及び市がそれぞれの役割及び責任に応じ、対等な関係で協力すること。

第 2 節 基本原則に基づく制度等

（情報提供及び情報公開）

第 4 条 市は、まちづくりに関する情報の市民との共有の推進を図るため、適時に、かつ、適切な方法により、分かりやすく、まちづくりに関する情報を市民に提供する措置を講じるとともに、別に条例で定めるところにより、市民の請求により市が保有する情報を開示する制度を設けるものとする。

（市民参加）

第 5 条 市は、市政運営への市民の参加（以下「市民参加」

という。）を推進するため、別に条例で定めるところにより、市民参加に関する制度を設けるものとする。この場合において、当該条例には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 市民参加の方法及びその適切な選択並びに市民参加の実施の周知に関する事項
- (2) 審議会等に原則として公募による委員を加えることに関する事項
- (3) 市民がまちづくりに関する政策を提案するための仕組みに関する事項
- (4) その他市民参加に関し必要な事項

（住民投票）

第 6 条 市は、市政の重要な課題に関する市民の意思を直接確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を行うことができる。

2 市は、前項の住民投票の結果を尊重するものとする。

（協働の推進）

第 7 条 市は、市民と協働してまちづくりにおける課題の解決を図るために必要な措置を講じるよう努めるものとする。この場合において、市は、市民の自主的かつ自立的な活動を尊重しなければならない。

第 3 章 市民

（市民の権利）

第 8 条 市民は、政策の立案、実施及び評価の過程に参加する権利を有する。

- 2 市民は、市の保有する情報について知る権利を有する。
- 3 市民は、前 2 項の権利を行使し、又は行使しないことを理由に不利益な取扱いを受けない。

（市民の責務）

第 9 条 市民は、まちづくりの主体としての役割を自覚し、市民相互の自主性及び自立性を尊重するとともに、自ら又は協働して市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとする。

- 2 市民は、市民参加又は協働において、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、将来の世代に配慮するよう努めるものとする。

第 4 章 議会

（議会の役割）

第 10 条 議会は、市民の代表者である議員により構成された議事機関として、市の重要な意思決定を行うとともに、市長等による事務の執行を監視し、及び政策を立案する権限を有する。

（議会の運営）

第 11 条 議会は、討議を充実させることにより、その役割を果たすものとする。

- 2 議会は、議会の会期、議案の内容、審議の経過その他の議会の活動に関する情報を市民に分かりやすく提供するものとする。
- 3 議会は、必要に応じ、公聴会の開催その他市民の意見をその活動に反映させるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 4 議会は、議会運営を効果的に行うため、議会事務局の機能の充実に努めるものとする。

（議員の責務）

第 12 条 議員は、市民の信託に応えるため、その職務を誠実に果たさなければならない。

- 2 議員は、議会の機能が十分発揮されるようにするため、市政に関する調査研究に努めるものとする。

第 5 章 市長等

（市長の責務）

第 13 条 市長は、市の代表者として市民の信託に応えるため、市政運営を総合的かつ効率的に行うとともに、その公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。

- 2 市長は、市政運営に関する各年度及び中長期の方針並びに当該方針に基づく政策、財源等について明らかにしなければならない。
- 3 市長は、常に簡素で効率的な組織の運営に努めなければならない。

(執行機関の責務)

第14条 執行機関(市長を除く。)は、その権限に基づき、自らの判断と責任においてその職務を誠実に管理し、及び執行しなければならない。

(職員の責務)

第15条 職員は、市民の視点に立って、誠実、公正かつ効率的にその職務を遂行しなければならない。

2 職員は、まちづくりの課題に適切に対応する能力の向上に努めなければならない。

第6章 市政運営の原則

(説明責任)

第16条 市は、市民に対し、市政運営に関する内容及び経過を分かりやすく説明する責任を有する。

(総合計画)

第17条 市長は、市政を総合的かつ計画的に運営するため、議会の議決を経て基本構想(地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の基本構想をいう。)を定めるとともに、その実現を図るための基本的な計画及び実施に関する計画を定めるものとする。

2 市長等は、総合計画(前項に規定する基本構想、基本的な計画及び実施に関する計画をいう。以下同じ。)以外の計画の策定及び実施に当たっては、総合計画との整合性を確保するよう努めるものとする。

3 市長等は、総合計画その他の計画の策定に当たっては、行政評価の評価基準となることを考慮するとともに、その実施に当たっては進行状況を適切に把握し、定期的に当該計画の内容について検討するものとする。

(健全な財政運営)

第18条 市長は、すべての会計を通じた財政運営の状況を分析するとともに、財政運営に関する計画を定めることにより、財政の健全な運営に努めなければならない。

2 市長は、予算の編成に当たっては、総合計画との整合性を確保するとともに、行政評価の結果を反映させるよう努めなければならない。

3 市長は、予算及び決算の内容並びに財政運営の状況を市民に分かりやすく公表しなければならない。

4 市長は、必要に応じて専門家による財政診断又は外部監査契約(地方自治法第252条の27第1項に規定する外部監査契約をいう。)による監査を行うものとする。

(出資法人等)

第19条 市長等は、市が出資し、若しくはその運営のための補助をし、又は職員を派遣している法人その他の団体(以下「出資法人等」という。)に関し、市からの出資、補助及び職員の派遣の状況等を定期的に公表するものとする。

2 市長等は、出資法人等に対する出資、補助及び職員の派遣の目的、効果及び必要性について定期的に調査及び検討を行い、その結果を公表するものとする。

(政策法務)

第20条 市は、まちづくりに関する政策を実現するため、必要に応じて条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の制定及び改廃を行うとともに、法令等の自主的かつ適正な解釈及び運用に努めるものとする。

(職員の任用及び育成)

第21条 市は、まちづくりの課題に適切に対応できる職員を公正かつ適正な手続により任用するものとする。

2 市は、適材適所の職員配置を行うとともに職員研修の充実に努めることにより、職員の政策形成能力、法務能力その他のまちづくりに必要な能力の向上を図るものとする。

(行政手続)

第22条 市長等は、条例等に基づく処分、行政指導及び届出に関する手続並びに規則等を定める手続に関して共通する事項を定めることにより、行政手続における公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。

2 前項に規定する手続に関して共通する事項は、別に条例で定める。

(行政評価)

第23条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、市の政策等について適切な評価基準に基づく行政評価を実施し、その結果を政策等に反映させるよう努めるとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく市民に公表するものとする。

2 市長等は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努めるものとする。

(個人情報の保護)

第24条 市は、市民の個人情報の保護を図るため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報の開示等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の収集、利用その他の取扱いを適正に行うものとする。

(意見、要望等への対応)

第25条 市は、市政運営に関する市民からの意見、提案、要望、苦情等に対し、速やかに調査、検討その他の必要な措置を講じ、誠実に対応しなければならない。

(危機管理)

第26条 市長等は、災害等の緊急時に備え、市民の生命、身体及び財産の安全性の確保及び向上並びに総合的かつ機能的な危機管理の体制の整備に努めなければならない。

2 市長等は、危機管理の体制を強化するため、市民の危機管理に対する意識を醸成し、並びに市民、関係団体等との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(他の市町村等との連携協力)

第27条 市は、共通する課題の解決を図るため、他の市町村と相互に連携を図りながら協力するものとする。

2 市は、政策を実施するため必要があるときは、国及び北海道との役割分担を踏まえ、国及び北海道に対して適切な措置を講じるよう提案するとともに、相互に連携を図りながら協力するものとする。

第7章 条例の位置付け

(条例の位置付け)

第28条 市は、条例等の制定及び改廃、法令等の解釈及び運用その他市政運営に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重して行わなければならない。

2 市は、この条例の趣旨に基づき、各分野における基本条例等を制定し、及びこれらの条例と他の条例等を体系的に整備するよう努めなければならない。

(条例の見直し)

第29条 市は、この条例の施行の日から起算して4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

第8章 苫小牧市民自治推進会議

第30条 市長の附属機関として、苫小牧市民自治推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、市長の諮問に応じ、この条例の運用の状況及び市民自治によるまちづくりに関する基本的事項について調査審議するほか、市民自治によるまちづくりの推進に関し市長に意見を述べることができる。

3 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員は、市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

苫小牧市企画調整部都市開発室企画課分権評価推進主幹
TEL 0144-32-6025



編集・発行 苫小牧市企画調整部 都市開発室企画課 分権評価推進主幹
苫小牧市旭町4丁目5番6号
電話 0144-32-6025
e-mail bunken@city.tomakomai.hokkaido.jp

2008.2